

# 子どもが充実した時間を過ごし、生きる力を身に付けていける学校・学びの場を求めて 就学先決定に当たって知っておきたいポイント



## 小・中学校

### 通常の学級

・学習上の困難さに応じた支援を受けることができます。

タブレット端末を使った支援

座席の位置を配慮

支援員による個別支援

### 通級指導教室

- ・大半の授業は通常の学級で受けます。
- ・週に1～2時間程度、通級指導教室で特別の指導（自立活動）を受けます。



### 特別支援学級

- ・少人数の学級（8人以下）で一人一人に応じた教育が行われます。
  - ・週の半分以上の時間は、特別支援学級で授業を受けます。
  - ・通常の学級の子と共々学ぶ「交流及び共同学習」も行います。
- 【知的障がい特別支援学級】
- ・子どもの実態に応じた、内容を学習します。
- 【知的障がい以外の特別支援学級】
- ・通常の学級と同じ内容、又は下の学年の内容を学習します。



## 特別支援学校

### Point

特別支援学校は、法令に定められた障がいの種類、程度に該当する子どもが就学可能

- ・障がいの状態などに応じた、きめ細かな教育が行われます。
- ・近隣の学校や居住地の小・中学校との交流及び共同学習を行うことがあります。

本道の特別支援学校→



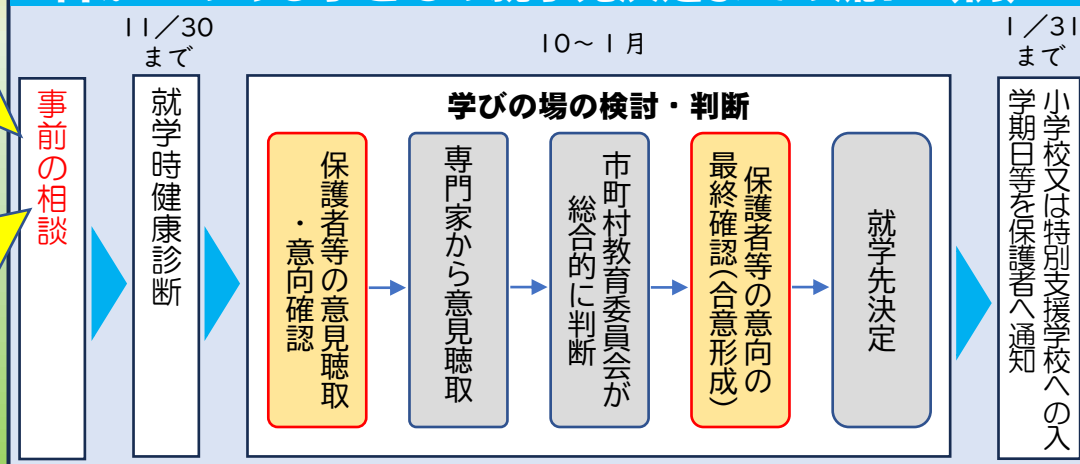
### Point

地域の小学校や特別支援学校の様子を知るため、就学説明会、学校見学、体験入学へ参加を！

### Point

就学について不安がある、特別支援学校や特別支援学級を考えている場合は、**できるだけ早期**（4月、5月あるいは更に前）に市町村教育委員会へ相談を！

## 障がいのある子どもの就学先決定までの流れ（例）



### Point

就学時に決定した学校・学びの場は変更することが可能

### Point

保護者の意向は最大限尊重

# 相談先

## 教育相談機関

北海道立特別支援教育センター 011-612-5030

※札幌市に在住の方は  
札幌市教育センター教育相談室 011-671-3210  
(ちえりあ・まこまる・リフレ)

## ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを育てた経験のある保護者(ペアレントメンター)に相談することができます。  
発達障がいのある子どもをもつ保護者の不安や悩みを軽減し、子どもに適切な療育を提供するための制度です。



## 親の会等

障がいのある子どもをもつ保護者の会があります。  
知的障がい、自閉症、学習障がい、言語障がいなど障がい種ごとに設置されています。  
保護者が抱える様々な悩みについて相談することができます。

## 発達障害者支援センター

発達障がい支援の専門家として、発達障がいの特性をもつお子さんとの関わり方などについて、教育関係者や福祉関係者に助言をする機関です。

・北海道発達障害者支援センターあおいそら【道央・道南】  
0138-46-0851



・北海道発達障がい者支援道北サブセンターきたのまち【道北】  
0166-38-1001



・北海道発達障害者支援センター道東ブランchnott(knot)【道東】  
0155-67-0106

※札幌市在住の方は

・札幌市自閉症・発達障がい者支援センターおがる  
011-790-1616



## その他

・相談カテゴリーごとに相談窓口一覧

